

市区町村別集計項目(推進体制等)

奈良県	
市区町村数	39

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間			問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					15	17	10				26							
29	201	奈良市	共生社会推進課 男女共同参画室	1	1	1	1	奈良市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		奈良市男女共同参画計画(第3次)	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
29	202	大和高田市	人権施策課	1	1	1	1	大和高田市男女共同参画推進条例	2002年3月19日	2002年4月1日		大和高田市男女共同参画計画ビッグステップ(第3次)	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
29	203	大和郡山市	人権施策推進課	1	2	1	1	大和郡山市男女共同参画推進条例	2018年12月20日	2019年4月1日		大和郡山市男女共同参画基本計画(第四期)	2024年4月	~	2034年3月	1	1	
29	204	天理市	市民総活躍推進課	1	2	1	1				4							1
29	205	橿原市	人権政策課	1	2	1	1	橿原市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年7月1日		橿原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版	2023年4月	~	2028年3月	1	1	
29	206	桜井市	人権施策課	1	2	1	1	桜井市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進条例	2024年6月28日	2024年7月1日		第2次さくらい男女共同参画プラン21	2015年4月	~	2025年3月	2	1	
29	207	五條市	人権施策課	1	2	1	1	五條市男女共同参画推進条例	2017年3月28日	2017年3月28日		第2次五條市男女共同参画計画	2019年4月	~	2029年3月	1	1	
29	208	御所市	人権施策課	1	2	2	1				4	第2次御所市男女共同参画基本計画	2025年4月1日	~	2035年3月31日	1	1	
29	209	生駒市	ダイバーシティ推進プラザ	1	1	1	1	生駒市男女共同参画推進条例	2007年9月28日	2008年4月1日		生駒市男女共同参画行動計画(第4次)ダイバーシティ推進プラン	2025年4月1日	~	2035年3月31日	1	1	
29	210	香芝市	市民協働課	1	2	2	1				4	第3次香芝市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
29	211	葛城市	人権政策課	1	2	1	1				4	第2次葛城市男女共同参画基本計画	2019年4月	~	2029年3月	1	1	
29	212	宇陀市	人権推進課	1	2	1	1	宇陀市男女共同参画推進条例	2020年12月25日	2020年12月25日		宇陀市男女共同参画計画(第2次)	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
29	322	山添村	総務課	1	1	2	2				4							2
29	342	平群町	政策推進課	1	2	1	1	平群町男女共同参画推進条例	2023年12月15日	2024年4月1日		平群町第3次男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2034年3月31日	1	1	
29	343	三郷町	住民福祉課	1	1	1	1				4	三郷町男女共同参画等計画	20220401	~	20270331	1	1	
29	344	斑鳩町	政策財政課	1	2	1	1	斑鳩町男女共同参画推進条例	2004年3月19日	2004年4月1日		女と男が輝く未来計画~第3次斑鳩町男女共同参画推進計画~	2016年4月	~	2026年3月	1	1	
29	345	安堵町	総合政策課	1	2	2	2				4	第5次安堵町総合計画・第2期安堵町総合戦略	2022年4月1日	~	2027年3月31日	2	2	
29	382	川西町	総務課	1	2	2	2				4	川西町第3次総合計画後期基本計画第2期まち・ひと・しごと総合戦略	2023年4月1日	~	2027年3月31日	2	2	
29	362	三宅町	総務課	1	2	2	2				4							2
29	363	田原本町	総務課	1	2	2	2				3	田原本町第4次総合計画後期基本計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略	2022/4/1	~	2027/3/31	2	2	
29	385	曾爾村	教育委員会事務局	2	2	2	2				4							2
29	386	御杖村	教育委員会事務局	2	2	2	2				4	御杖村長期総合計画	2020年4月	~	2029年3月	2	2	
29	401	高取町	住民課	1	2	2	2				3							1
29	402	明日香村	総務財政課	1	2	2	2				4							2
29	424	上牧町	社会教育課	2	2	2	2				2							1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
29	425	王寺町	未来都市創造部地域交流課	1	2	1	1				2	王寺町男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1	
29	426	広陵町	協働のまちづくり推進課	1	2	1	1				4	広陵町男女共同参画行動計画	2018年4月	~	2028年3月	1	1	
29	427	河合町	住民福祉課	1	2	2	2				3							2
29	441	吉野町	町民税務課	1	2	2	2				4							2
29	442	大淀町	総務課	1	2	2	2				2	大淀町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2027年3月	1	1	
29	443	下市町	総務課	1	2	2	2				1	下市町男女共同参画等計画	2022/4/1	~	2027/3/31	1	1	
29	444	黒滝村	保健福祉課	1	2	2	2				2	黒滝村男女共同参画等基本計画	2025年04月01日	~	2030年03月31日	1	1	
29	446	天川村	住民課	1	2	2	2				4	天川村男女共同参画等計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1	
29	447	野迫川村	野迫川村	1	2	2	2				4	野迫川村総合計画2020	2020年4月	~	2029年3月	2	2	
29	449	十津川村	住民課	1	2	2	2				4	十津川村女性活躍・男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1	
29	450	下北山村	住民課	1	2	2	2				4							2
29	451	上北山村	住民課	1	2	2	2				4							2
29	452	川上村	住民課	1	2	2	2				4							2
29	453	東吉野村	総務企画課	1	2	2	2				4							2

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

諮問機関

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目途に検討中
- 2 2026年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他			
			4									0	4	2	2	0	3	0	1
29	201	奈良市	奈良市男女共同参画センター	あすなら	630-8357	奈良市杉ヶ町23番地	0742-23-3111	0742-23-3111	https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/24/		○		○						○
29	202	大和高田市																	
29	203	大和郡山市																	
29	204	天理市	市民活動交流プラザ	かがやきプラザ	632-0035	天理市守目堂町89番地	0743-68-2666	0743-68-2665	https://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoushitsu/siminsoukatuyakusuisinka/siminkatudoukouryu/1395670515808.html		○	○					○		
29	205	橿原市	男女共同参画広場	ゆめおーく	634-0804	奈良県橿原市内膳町1丁目6番8号	0744-47-3090	0744-47-2351	http://www.kashihara-naviplaza.com/kyoudou.html		○		○			○			
29	206	桜井市																	
29	207	五條市																	
29	208	御所市																	
29	209	生駒市	生駒市ダイバーシティ推進プラザ		630-0257	奈良県生駒市元町1丁目6番12号	0743-75-0237	0743-73-0555	https://www.city.ikoma.lg.jp/0000002352.html		○	○				○			
29	210	香芝市																	
29	211	葛城市																	
29	212	宇陀市																	
29	322	山添村																	
29	342	平群町																	
29	343	三郷町																	
29	344	斑鳩町																	
29	345	安堵町																	
29	382	川西町																	
29	362	三宅町																	
29	363	田原本町																	
29	385	曾爾村																	
29	386	御杖村																	
29	401	高取町																	
29	402	明日香村																	
29	424	上牧町																	
29	425	王寺町																	

都道府県 コード	市区町村 コード	市区町村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設 形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理		事業運営				
												直 営	指 定 管 理 者 其 他	直 営	指 定 管 理 者 其 他			
29	426	広陵町																
29	427	河合町																
29	441	吉野町																
29	442	大淀町																
29	443	下市町																
29	444	黒滝村																
29	446	天川村																
29	447	野迫川村																
29	449	十津川村																
29	450	下北山村																
29	451	上北山村																
29	304	川上村																
29	453	東吉野村																

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業								
					設置根拠 条例	設置根拠 2 条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECCとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携・ 協働	2 広 報 啓 発	3 講 座	4 相 談 事 業	5 実 態 把 握	6 調 査 研 究	7 国 際 交 流	8 情 報 収 集	9 苦 情 処 理
			4		4		3			1	4	4	2	0	0	0	3	1	
29	201	奈良市	奈良市男女共同参画センター	2002年9月14日	○		○	3	5	3,721	○	○	○				○		
29	202	大和高田市																	
29	203	大和郡山市																	
29	204	天理市	市民活動交流プラザ	1998年4月1日	○			1	3	4,384	○	○							
29	205	橿原市	男女共同参画広場	2011年4月29日	○		○	8	3	395	○	○	○				○		
29	206	桜井市																	
29	207	五條市																	
29	208	御所市																	
29	209	生駒市	生駒市ダイバーシティ推進プラザ	1990年4月1日	○			3	7	15,140	○	○	○				○	○	
29	210	香芝市					○												
29	211	葛城市																	
29	212	宇陀市																	
29	322	山添村																	
29	342	平群町																	
29	343	三郷町																	
29	344	斑鳩町																	
29	345	安堵町																	
29	382	川西町																	
29	362	三宅町																	
29	363	田原本町																	
29	385	曾爾村																	
29	386	御杖村																	
29	401	高取町																	
29	402	明日香村																	
29	424	上牧町																	
29	425	王寺町																	
29	426	広陵町																	
29	427	河合町																	
29	441	吉野町																	
29	442	大淀町																	
29	443	下市町																	
29	444	黒滝村																	
29	446	天川村																	
29	447	野迫川村																	
29	449	十津川村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			2			12	0	0.0	13	1	7.7	27	0	0.0	26	2	7.7	4,276	449	10.5
29	201	奈良市				1	0	0.0	2	1	50.0							1116	164	14.7
29	202	大和高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							134	11	8.2
29	203	大和郡山市				1	0	0.0	1	0	0.0							313	49	15.7
29	204	天理市				1	0	0.0	1	0	0.0							135	3	2.2
29	205	橿原市				1	0	0.0	1	0	0.0							650	94	14.5
29	206	桜井市				1	0	0.0	1	0	0.0							106	1	0.9
29	207	五條市				1	0	0.0	1	0	0.0							284	18	6.3
29	208	御所市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	4	3.4
29	209	生駒市	2008年2月10日	生駒市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							128	19	14.8
29	210	香芝市	2007年9月30日	香芝市男女共同参画宣言都市	1	1	0	0.0	1	0	0.0							47	2	4.3
29	211	葛城市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	1	2.3
29	212	宇陀市				1	0	0.0	1	0	0.0							214	7	3.3
29	322	山添村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
29	342	平群町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	8	20.0
29	343	三郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	5	11.9
29	344	斑鳩町										1	0	0.0	1	0	0.0	173	31	17.9
29	345	安堵町										1	0	0.0	1	1	100.0	12	1	8.3
29	382	川西町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0
29	362	三宅町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
29	363	田原本町										1	0	0.0	1	1	100.0	100	4	4.0
29	385	曾爾村										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
29	386	御杖村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
29	401	高取町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
29	402	明日香村										1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
29	424	上牧町										1	0	0.0	0	0		25	2	8.0
29	425	王寺町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	6	10.9
29	426	広陵町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	1	2.4
29	427	河合町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	4	19.0
29	441	吉野町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	1	2.0
29	442	大淀町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
29	443	下市町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	5	5.8
29	444	黒滝村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
29	446	天川村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
29	447	野迫川村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
29	449	十津川村										1	0	0.0	1	0	0.0	53	0	0.0
29	450	下北山村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
29	451	上北山村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
29	452	川上村										1	0	0.0	1	0	0.0	26	3	11.5
29	453	東吉野村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	1	5.3

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

都 道 区	市 府 町	市 区	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-1で1を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
			1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								
			13	1の合計	31	0	29			1				29	29	28	28	28	11
			13	2の合計	0	25	2			30				2	2	2	3	6	0
			2	3の合計	0	4				0				1	1	2	1	0	0
			11	4の合計	8	2								7	7	7	7	5	0
29	201	奈良市	1	奈良市議会	1	2	1	奈良市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
29	202	大和高田市	1	大和高田市議会	1	2	1	大和高田市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
29	203	大和郡山市	2	大和郡山市議会	1	2	1	大和郡山市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
29	204	天理市	1	天理市議会	1	2	1	天理市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
29	205	橿原市	4	橿原市議会	1	3	1	橿原市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
29	206	桜井市	2	桜井市議会	1	2	1	桜井市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
29	207	五條市	1	五條市議会	1	2	1	五條市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
29	208	御所市	3	御所市議会	1	3	1	御所市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から産後8週間を経過する日までの期間又は産前の休暇を始める日から、当該日から起算して16週間(多胎妊娠の場合にあっては22週間)を経過する日までの期間のいずれかの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
29	209	生駒市	1	生駒市議会	1	3	1	生駒市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
29	210	香芝市	2	香芝市議会	1	2	1	香芝市議会会議規則 (欠席の届出)第5条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1. 1. を選択した場合、取得することが可能な産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-3 1. 1. を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1. 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1. 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 1. 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
29-211	葛城市	1	葛城市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、個性を尊重し、働きやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに必要な事項を定めるものとする。	葛城市議会	1	2	1	葛城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
29-212	宇陀市	1	宇陀市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは旧姓の使用を承認するものとする。	宇陀市議会	1	2	1	宇陀市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
29-322	山添村	4		山添村議会	1	2	1	山添村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席出来ない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、予め議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
29-342	平群町	1	平群町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認)第5条 町長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	平群町議会	1	2	1	平群町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
29-343	三郷町	2		三郷町議会	1	2	1	三郷町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに議長に届けなければならない。	2					1	1	1	1	1	1
29-344	斑鳩町	1	斑鳩町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要な事項を定めるものとする。	斑鳩町議会	1	2	1	斑鳩町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					1	1	1	1	1	1
29-345	安堵町	2		安堵町議会	1	2	1	安堵町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため、出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
29-361	川西町	2		川西町議会	1	2	1	川西町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	3	1	1	
29-362	三宅町	2		三宅町議会	1	4	2		2					2	2	2	2	2	
29-363	田原本町	1	田原本町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、田原本町(本庁及び出先機関)に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時及び非常勤の職員を除く。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので、次の各号に掲げる基準に定めるものとする。 (1)単に氏名が記載されたもの (2)専ら組織内部で使用される文書等で、かつ容易に職員の同一性を確認できる内容のもの (3)職員の権利及び義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4)その他適当と認められるもの	田原本町議会	1	2	1	田原本町議会会議規則第2条第2項 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													
					問12-1 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問12-2 問12-1で 1. を選択した 場合、取得する ことが可能な休 業期間は、次の うちどれか。	問12-3 問12-1で 1. を選択した 場合、出産に係 る産前産後期 間の明記はあ るか。	問12-4 問12-3で 1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で 1. を選択した場合、 休暇期間の報酬について減額の特 定はあるか。	問12-6 問12-5で 1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
					1. 明記した規定があり、認め ている。 2. 明記した規定はないが、運 用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去 に使用した事例も判断したこと もない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運 用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去 に事例がない。	1. 労働基準法 65条の産前産 後期間よりも短 い。 2. 労働基準法 65条の産前産 後期間と同等。 3. 労働基準法 65条の産前産 後期間よりも長 い。 4. 期間の定め はない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。 3. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
29	385	曾爾村	4	曾爾村議会	4								3	3	3	3	2	
29	386	御杖村	3	御杖村議会	1	2	1	御杖村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
29	401	高取町	1	高取町議会	1	3	1	高取町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
29	402	明日香村	2	明日香村議会	4								4	4	4	4	4	
29	424	上牧町	2	上牧町議会	1	2	1	上牧町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
29	425	王寺町	2	王寺町議会	1	2	1	王寺町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
29	426	広陵町	1	広陵町議会	1	2	1	広陵町議会会議規則 第2条第2項 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
29	427	河合町	1	河合町議会	1	2	1	河合町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	1	
29	441	吉野町	2	吉野町議会	1	2	1	吉野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2. 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	2	2	
29	442	大淀町	2	大淀町議会	1	2	1	大淀町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること	2				2	2	2	2	2	
29	443	下市町	4		4								4	4	4	4	4	
29	444	黒滝村	4	黒滝村議会	1	4	2		2				1	1	1	1	1	
29	446	天川村	4	天川村議会	1	2	1	天川村議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7										
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産体を含む)があるか。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 2-3で1を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
29	447	野迫川村	2	野迫川村議会	4												4	4	4	4	4	
29	449	十津川村	4	十津川村議会	4												4	4	4	4	4	
29	450	下北山村	4	下北山村議会	4												4	4	4	4	4	
29	451	上北山村	4	上北山村議会	4												4	4	4	4	2	
29	452	川上村	4	川上村議会	1	2	1	川上村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	
29	453	東吉野村	4	東吉野村議会	4												4	4	4	4	2	

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

奈良県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都 市 区 府 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14			問15
	議員の利用する ことのできる授乳 施設等が議会に設置 または提供されて いるか。	議員の利用する ことのできる授乳 施設等が議会に設 置または提供され ているか。	議会におけるハラ スメント防止に関 する取組(ハラスメ ント防止に関する 議員向け研修を除 く。)を行っている か。	問12-11で1.を選択した場合、 行っている取組は、次のうちどれか。			問12-12で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に 関する議員向け研 修を行っています か。	当該研修におい て、令和4年4月に 内閣府が公表した 教材動画「政治分 野におけるハラスメ ント防止研修教材」 を利用している又は 利用する予定はあ りますか。	男女共同参画に関 する研修(ハラスメ ント防止に関するも の以外)を行ってい ますか。	議会において、通 称又は旧姓の使用 を認めていますか。	問12-16で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同 参画のために実施し ていることがあればご記入 ください。	男女共同参画担 当部局又は男女 共同参画センター の具体的な役割 が明確に位置づ けられているか。	問13で1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	問14			問15
1. 人員及び場 所の設置また は提供されて いる。(臨時の ものも含む)	1. 専用の場所 が設置されて いる。(常設)	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない が、今後、取り組 む予定である。	
	0	0	5	4	0	1		8	0	1	0		4						
	0	1	10					7	5	6	6		27						
	0	0	24					24	10	32	2		8						
	39	38									31								
29201 奈良市	4	4	1	1				2	3	3	2		2						
29202 大和高田市	4	4	3					3		3	4		2						
29203 大和郡山市	4	4	3					3		3	2		2						
29204 天理市	4	4	2					2	2	3	4		3						
29205 橿原市	4	4	3					1	3	3	2		1						
29206 桜井市	4	4	2					2	3	3	4		2						
29207 五條市	4	4	3					3		3	4		2						
29208 御所市	4	4	1	1				3		3	4		2						
29209 生駒市	4	4	1	1				1	3	3	2		2						
29210 香芝市	4	4	3					3		3	4		2						
29211 葛城市	4	4	2					1	2	2	4		2						
29212 宇陀市	4	4	2					2	2	2	4		2						
29322 山添村	4	2	3					3		3	4		2						
29342 平群町	4	4	1					1	3	3	4		3						

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	本部長を含む 総人数 (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	問15		
		議員の利用することできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っているか。	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	1. 行っていない 2. 行っている	
栗	村	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている 2. 行っていない 3. 行っており、今後、取り組む予定である。 4. なし	1. 行っていない 2. 行っている	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)															
コ	コ	村																				
ド	ド	名																				
29	343	三郷町	4	4	3					3			1	2								
29	344	斑鳩町	4	4	3					3			3	4								
29	345	安堵町	4	4	3					3			3	4								
29	361	川西町	4	4	3					3			3	3								
29	362	三宅町	4	4	2					3			3	4								
29	363	田原本町	4	4	2					3			3	4		女性議会の開催	地域防災計画	避難所管理責任者は避難所運営委員会の構成にあたって、男女共同参画の視点を取り入れた体制とするよう助言する。	9	2	22.2	
29	385	曾根村	4	4	3					3			3	4								
29	386	御杖村	4	4	3					3			3	4								
29	401	高取町	4	4	1	1				1	3		3	4								
29	402	明日香村	4	4	3					3			3	4								
29	424	上牧町	4	4	3					3			3	4								
29	425	玉寺町	4	4	2					2	3		3	4								
29	426	広陵町	4	4	3					3			3	4								
29	427	河合町	4	4	3					3			3	3								
29	441	吉野町	4	4	3					1	3		2	4								
29	442	大淀町	4	4	3					3			3	2								
29	443	下市町	4	4	3					3			3	4								
29	444	黒滝村	4	4	3					1	2		3	4								
29	446	天川村	4	4	2					2	2		2	4								
29	447	野迫川村	4	4	2					3			2	4								
29	449	十津川村	4	4	3					1	3		3	4								
29	450	下北山村	4	4	3					3			3	4								
29	451	上北山村	4	4	3					3			3	4								
29	452	川上村	4	4	2					2	3		2	4								
29	453	栗吉野村	4	4	3					3			3	4								